

令和 3 年 5 月 28 日

保護者の皆様

摂津市立三宅柳田小学校
校長 谷田 学

気象警報発令時の対応について(改訂版)

台風等の気象警報発令時の対応について、お知らせいたします。

ご家庭におかれましても、児童の安全確保のため十分ご注意くださいようお願いいたします。

1. 登校前に摂津市に暴風警報(暴風特別警報)または大雨特別警報が発令されている場合
 - ◆午前7時の時点で発令中の場合(給食は停止されます)
 - 自宅待機といたします。
 - ◆午前9時までに解除された場合
 - 解除された時点で登校させてください。
 - 給食がありませんので午前中授業とします。
 - ◆午前9時までに警報が解除されなければ、臨時休校といたします。

2. 在校時、摂津市に暴風警報(暴風特別警報)または大雨特別警報が発令された場合
 - ◆安全状況を確認の上、臨時休校の措置をとり、教職員が付き添い集団下校させます。
 - ◆午前中に発令された場合、給食時間を早めて、できる限り給食終了後に下校させます。

3. 午前7時～始業の間(登校時間帯)に摂津市に暴風警報(暴風特別警報)または大雨特別警報が発令された場合
 - ◆登校開始前の児童は、自宅待機といたします。
 - その後は、上記「1」の通りとします。
 - ◆登校した児童については、学校待機といたします。
 - その後は、上記「2」の通りとします。

(※給食は、自宅待機の児童もいるため停止します)

4. その他の警報(大雨・洪水など)の場合
 - ◆登校を原則としますが、校長が地域の状況について危険であると判断した場合には、8時までに教育委員会と連絡を取った後、休校といたします。

【補足説明】

1. 気象警報発令に対する考え方

(1) 暴風について

気象庁が示す「風の強さと吹き方」によれば、風速20m/秒～25m/秒未満の風が吹く場合の人への影響として、①何かにつかまっていなくて立ってられない②飛来物によって負傷するおそれがある。などの例があげられています。したがって、暴風警報発令時（平均風速20m/秒）においては、子どもたちの安全確保の観点から登下校等の外出を避けさせる必要があります。

(2) 大雨について

気象庁が示す「雨の強さと降り方」によれば、大雨警報発令時（1時間雨量45mm）は、「バケツをひっくり返したように降る」雨であり、人への影響としては「傘をさしていてもぬれる」といった例が掲載されています。本市では、ただちに河川氾濫が起こるものでもなく、土砂災害の可能性も少ないことから「安全を確認しながら」の登下校を行うよう示しています。しかしながら、大雨特別警報発令時（1時間雨量50mmが3時間続く）は、「滝のようにゴーゴーと降り続く」雨であり、人への影響として「傘は全く役に立たなくなる」との例が記載されていることから、子どもたちの安全確保の観点から登下校等の外出を避けさせる必要があります。

改訂部分

(3) 高齢者等避難・避難指示等について

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難指示（緊急）」と「避難勧告」は「避難指示」（警戒レベル4）に一本化されました。

また、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」（警戒レベル3）になりました。この場合、市民が学校へ避難する場合がありますため、児童を集団下校させます。